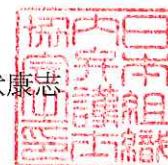


平成 27 年 1 月 27 日

日本弁護士連合会 御中
各 単位弁護士会 御中

日本組織内弁護士協会理事長 室伏康志



女性弁護士の社外役員候補者名簿登録要件に関する一部削除の要請

1 意見の趣旨

女性弁護士の社外役員候補者名簿登録にあたり、弁護士賠償責任保険の被保険者であることを要件とするのは適切ではありません。当該保険を付保しても法人の役員として職務上遂行した行為に起因する賠償責任は免責となるので効果がないのみならず、企業内弁護士の名簿登録可能性が著しく低くなるからです。

2 意見に至る理由

日本組織内弁護士協会（以下「当会」といいます。）は、組織内弁護士及びその経験者によって平成 13 年に設立された任意団体であり、平成 26 年 10 月 31 日現在で会員 937 名を擁し、組織内弁護士の現状について調査研究を行うとともに、組織内弁護士の普及促進のための様々な活動を行うことなどを目的として活動しています。（詳しくは当会のホームページ <http://jila.jp/index.html> をご覧ください。）

このたび、日本弁護士連合会のホームページに、平成 26 年 12 月 19 日付で、「～社外役員をお探しの企業の方へ～ 女性弁護士の候補者名簿ご案内」が掲載されました。女性社外役員の登用を考える企業に対し、社外取締役及び社外監査役の候補者となることを希望する女性弁護士会員及び女性外国特別会員の名簿を提供する事業と拝察します。

この事業に関し、当会の知る限り複数の単位会において、社外役員候補者の名簿登録要件として、「弁護士賠償責任保険の被保険者であり、かつ契約保険金額が 1 億円以上であること」が挙げられております。当会といたしましては、日本弁護士連合会及び各単位会に対して、当該要件の削除の要請を行うべきとの見解に達しました¹。

候補者名簿登録要件とされる弁護士賠償責任保険は、全国弁護士共同組合連合会を契約者とする典型的なものを例にとりますと、保険者を損害保険ジャパン日本興亜株式会社、保険契約者を全国弁護士協同組合連合会、加入者を弁護士協同組合員である弁護士または弁護士法人、保険期間を毎年 7 月 1 日午後 4 時から 1 年間とする団体保険契約²が該当しま

¹ なお、名簿及びその登録要件は各単位会の規則に基づいて個別に定めるものと存じますが、当会は全ての単位会の登録要件を調査していません。本書で問題とする登録要件がない単位会におかれましては、本書をご参考としてお読みいただきたく、お願い申し上げます。

² 全弁護士の約 3 分の 2 が加入しています。

す。この保険契約内容を定める「平成 26 年 7 月改訂 弁護士賠償責任保険適用約款」における「I. 弁護士賠償責任保険適用約款 3. 弁護士特約条項 第 3 条（保険金を支払わない場合）⑩」は、「被保険者が法人の役員としての職務上遂行した行為に起因する賠償責任」を免責事由として保険金が支払われない定めになっております。

弁護士賠償責任保険への加入が名簿登録要件とされた趣旨は、名簿に登録される弁護士が社外役員としての行為に起因する賠償リスクに備えるためと思われま。しかしながら、法人の役員として職務上遂行した行為に起因する賠償責任は弁護士賠償責任保険においては免責事由とされることから、弁護士賠償責任保険への加入を義務づけたとしても社外役員としての行為に起因した賠償リスクに備えることはできません。社外役員が負う賠償リスクについては、企業と社外役員との間で責任限定契約を締結することや、社外役員が会社役員賠償責任保険（D&O 保険）に加入することにより備えるのが一般的といえます。

したがって、当会は、社外役員候補者となる女性弁護士会員及び女性外国特別会員の候補者名簿登録に際して弁護士賠償責任保険加入を要件とすることは、賠償リスクに備える趣旨を果たしていないと考えます。

一方で、前述の全国弁護士共同組合連合会を契約者とする弁護士賠償責任保険は、別の免責事由として、「被保険者が雇用関係にある法人等の業務を遂行したことに起因する賠償責任」を定めているため、企業内弁護士には保険に加入するメリットはなく、したがって、企業内弁護士が当該保険に加入している例をほとんど認知しておりません。この現状に鑑みると、多くの企業内弁護士が社外役員候補者名簿への登録要件を充足しないこととなります。

したがって、当会は、社外役員候補者名簿登録に際して弁護士賠償責任保険加入を要件とすることは適切でなく、貴会におかれまして当該要件が名簿登録要件となっている場合におかれましては、名簿登録要件から削除するよう要請する次第です。

以 上

◎ 本件に関するお問い合わせ先

本件に関する貴会ご意見やお問い合わせがある場合、以下の URL における「お問い合わせフォーム」よりご連絡いただくと幸いです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

<http://jila.jp/contact/index.html>

書類送付のご案内

2015年1月27日

日本弁護士連合会 ご担当者様

各単位弁護士会 ご担当者様

日本組織内弁護士協会理事長 室伏康志

拝啓

初春の候、貴会ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

次の書類をご送付申し上げますので、ご査収下さるようお願い申し上げます。

敬 具

《送 付 書 類》

1. 女性弁護士の社外役員候補者名簿登録要件に関する一部削除の要請 1通

連絡欄

送付書類の内容について貴会からのご意見を頂けます場合には、送付書類の末尾に記載の当会の窓口までご連絡ください。

よろしくお願ひ申し上げます。